

違反対象物の 公表制度

運用開始

令和2年

4月1日～

違反公表制度とは

建物を安心して安全に利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報を、久米島町のホームページにて公表します。

公表の対象 となる建物

飲食店、物品販売店、ホテル・旅館、カラオケボックスなど不特定多数の人が出入りする建物や病院、福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物が対象です。

公表の対象 となる違反

上記の建物のうち、消防法令により設置が義務付けられている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反のある建物が対象となります。

公表する内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容

公表の方法

久米島町のホームページへ掲載



建物関係者の方へ

所有、管理する建物で、用途変更（部分的な用途変更も含む）、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、公表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されていないときは公表の対象となります。新たに事業を始める方も同様ですので、事前にご相談下さい。

問い合わせ先



久米島町消防本部 予防班
KUMEJIMA FIRE DEPT.

TEL 098-985-3281

FAX 098-985-3942